

作業主任者選任業務一覧表

令 6 条 号 別	各規則 条 文	作業主任者 名 称	資 格 種 類	選 任 す べ き 作 業	安法14条 令 6条 安則16条	職 務 根 拠	備 考
1	高 圧 則 10条	高圧室内作業主任者	免 許	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業		高 圧 10条2項	
2	安 則 314	ガス溶接作業主任者	免 許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結又は9以下の容器で水素若しくは溶解アセチレンは400リットル以上、他は1,000リットル以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務		安 則 315	可燃性ガス 令別表第1第5号 参照
3	安 則 151の126	林業架線作業主任者	免 許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 ① 原動機定格出力7.5kwを超えるもの ② 支間の斜距離の合計が350m以上のもの ③ 最大使用荷重が200kg以上のもの		安 則 151の 127	平成26年6月1日 から適用（平成26 年5月31日までは 安則513, 514）
4	ボ 則 24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー 技士免許 者等	ボイラー取扱業務（小型を除く→令1条4号） ① 特級＝伝熱面積合計500㎡以上（貫流のみは除く。） ② 1 級以上＝伝熱面積合計25以上500㎡未満（貫流のみ500㎡以上） ③ 2 級以上＝伝熱面積合計25㎡未満 ④ 技能講習以上＝令 6 条16号イからニまでのボイラー		ボ 則 25	
5	電 離 則 46	エックス線作業主任者	免 許	次の放射線業務ただし医療用又は波高値による定格電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置使用は除く。 ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ② エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務		電 離 47	電離第48条により 診療放射線技 士等資格者は申 請により試験免 除有
5の2	電 離 則 52の2	ガンマ線透過写真撮影 作業主任者	免 許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業		電 離 52の3	電離52の4 同 上
6	安 則 129	木材加工用機械 作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーター 合計 5 台以上 ただし、自動送材車式帯のこを含む場合 3 台以上		安 則 130	
7	安 則 133	プレス機械作業主任者	同 上	動力プレス 5 台以上		安 則 134	
8	安 則 297	乾燥設備作業主任者	同 上	① 乾燥設備内容積 1 ㎡以上（令別表第 1 危険物） ② 危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用		安 則 298	具体的には 令6条及び通達
8の2	安 則 321の3	コンクリート破砕器 作業主任者	同 上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業		安 則 321の4	
9	安 則 359	地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者	同 上	掘削面の高さ 2 m 以上となる地山の掘削		安 則 360	
10	安 則 374	地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者	同 上	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし		安 則 375	
10の2	安 則 383の2	ずい道等の掘削等 作業主任者	同 上	ずい道等掘削、ずり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付		安 則 383の3	
10の3	安 則 383の4	ずい道等の覆工 作業主任者	同 上	ずい道等覆工（ずい道型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設		安 則 383の5	
11	安 則 403	採石のための掘削 作業主任者	同 上	掘削高さ 2 m 以上（採石法 2 条の岩石の採取のための掘削）		安 則 404	
12	安 則 428	はい作業主任者	同 上	高さ 2 m 以上、はい付、くずし（除く ばら物荷、荷役機運転のみ）		安 則 429	
13	安 則 450	船内荷役作業主任者	同 上	船舶荷積卸し、船舶内荷移動（除く 500 t 未満の船舶で揚貨装置を用いない作業）		安 則 451	
14	安 則 246	型枠支保工の組立て等 作業主任者	同 上	型枠支保工の組立、解体（除く 建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁）		安 則 247	
15	安 則 565	足場の組立て等 作業主任者	同 上	つり足場、張出足場又は高さ 5 m 以上の足場の組立、解体、変更（除く ゴンドラのつり足場）		安 則 566	
15の2	安 則 517の4	建築物等の鉄骨の組立 て等作業主任者	同 上	建築物の骨組み又は塔（高さ 5 m 以上）の組立、解体、変更		安 則 517の5	
15の3	安 則 517の8	鋼橋架設等作業主任者	同 上	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの（高さが 5 m 以上又は橋梁支間30m以上）の架設、解体又は変更		安 則 517の9	
15の4	安 則 517の12	木造建築物の組立て等 作業主任者	同 上	木造建築（軒の高さ 5 m 以上）の部材の組立、屋根下地、外壁下地の取付		安 則 517の13	
15の5	安 則 517の17	コンクリート造の工作 物の解体等作業主任者	同 上	コンクリート造工作物（高さ 5 m 以上）の解体、破壊		安 則 517の18	
16	安 則 517の22	コンクリート橋架設等 作業主任者	同 上	橋梁の構造物であって、コンクリート造のもの（高さ 5 m 以上又は橋梁支間30m以上）の架設又は変更		安 則 517の23	
17	ボ 則 62	第一種圧力容器取扱 作業主任者	化学設備は化学 一圧技能それ 以外はボイ ラー技士、化 学一圧・普通 一圧技能講習	第一種圧力容器の取扱作業（除く 令 1 条 6 号の小型圧力容器及び令 6 条17号イ・ロ）		ボ 則 63	化学設備 令15条5号
18	特 化 則 27	特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	技能講習	令別表第 3 に掲げる特定化学物質の製造、取扱い作業		特 化 則 28	
18	特 化 則 27 2項	金属アーク溶接等 作業主任者	同 上	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業		特 化 則 28の2	令和6年1月1日か ら適用
19	鉛 則 33	鉛作業主任者	同 上	令別表第 4 の鉛業務 1 号から10号まで（除く 遠隔操作）		鉛 則 34	
20	四アル則 14	特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	同 上	令別表第 5 の四アルキル鉛等業務 1 号～ 6 号、 8 号		四アル則 15	
21	酸 欠 則 11	酸素欠乏危険作業主任者	同 上	令別表第 6 の第 1 種酸欠危険場所		酸欠則 11条2項	
	酸 欠 則 11	酸素欠乏・硫化水素危 険作業主任者	同 上	同 上 （第 1 種及び、第 2 種酸欠危険場所）		同 上	
22	有 機 則 19	有機溶剤作業主任者	同 上	令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤の製造、取扱い作業		有 機 則 19条の2	政令 53. 6. 5 施行 55. 8. 31
23	石 綿 則 19	石綿作業主任者	同 上	特定石綿等の製造、取扱い作業		石 綿 則 20	